

○農林水産省告示第三百六十九号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十八に基づき、昭和五十四年六月三十日農林水産省告示第九百一号(アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(中)「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物植物」に改める。

正 誤

ページ段 行 誤 正

平成九年三月十二日（号外第四十五号）

同日（同号外）農林水産省告示第三百六十九号
（アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及び
かもじくさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定
める基準を定める件の一部を改正する件）
（原稿誤り）

五七一 別表一
別表二